

国分寺市旧庁舎用地利活用事業『様式集』に対する質問への回答 令和7年5月16日

No.	頁	該当箇所						質問内容	回答
		1	(1)	①	ア	1)	項目名		
1	1	1	(8)				各様式記入上の留意事項	技術提案書の「目次」は、正本、副本ともファイルを開いた一番最初に綴じ込むのでしょうか。綴じ込む箇所をお示ください。	「目次」につきましては、正本・副本ともに様式5－4の後に綴じ込んでください。
2	1	1	(9)				各様式記入上の留意事項	ファイルの表紙及び背表紙に「正本」「副本」の別については記載しなくて良いでしょうか。	表紙および背表紙への「正本」及び「副本」の記載について、特に定めはありませんが、容易に判別できるようご提出ください。
3	1	1	(10)				各様式記入上の留意事項	技術提案書の「目次」は任意様式となっていますが、目次にインデックスはつけるのでしょうか。つける場合には、インデックスでは何を表示したらよいでしょうか。	目次にインデックスを付けていただく必要はありません。
4	2	2	(1)				技術提案書の企業名の記載について	技術提案書の副本について、企業名を記載しないこととありますが、参加申込及び資格審査書類の副本は、正本（原本）をコピーしたものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2	2	(1)				技術提案書の企業名の記載について	正本の企業名もA社等アルファベット記載とし、様式5-2企業名対応表添付という形で提出してよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	2	2	(1)				技術提案書の企業名の記載について	代表企業や構成員でない企業については、企業名を記載してよいでしょうか。	代表企業や構成企業のほか協力企業等につきましても、企業名は一切記載できません。
7	2	2	(1)				技術提案書の企業名の記載について	代表企業や構成員の実績等は具体的に記載してよいでしょうか。	技術提案書に代表企業や構成員の実績を記載する際は、企業名が特定されない形であれば具体的に記載して構いません。
8	2	3	(3)				技術提案書	A3資料は織り込むとのことですが、Z折にて他の様式と合わせてA4ファイルに綴じこむとの理解でよろしいですか。	A 4 ファイルの場合は、ご理解のとおりです。なお、A 3 ファイルでの提出も可能とします。
9	3	4	(2)				電子データの提出について	WordデータについてはPDF形式で提出すればWord形式での提出は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10							様式 2－2 様式 2－13	様式2－2の参加資格要件・キ「法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税を完納していること」トありますが、様式2-13で提出を求められている納税証明書の中に「法人事業税」の記載がありません。提出不要の認識で良いのでしょうか。	実施要領19頁「3 (4) ②参加者の参加資格要件 キ」において、法人事業税を完納していることを資格要件としているため、「様式 2－13 添付書類提出確認書」の添付書類 4 に加えて、「法人事業税の納税証明書」を提出してください。
11							様式 2－3	代表者の委任状を提出すればそのほかの書類は代理人の印でよろしいでしょうか。代理人の印鑑は印鑑証明が無くても問題ないでしょうか。	「様式 2－3 委任状」を提出する場合、その他の書類への押印については、代理人の印で押印してください。また、代理人の印鑑証明書の提出は必要ありません。
12							様式 2－3	受任者は代表企業、委任者はその他構成企業という理解で相違ございませんでしょうか。	本様式は、本事業への参加表明に関する事項等を構成員から代表企業に委任するための委任状ではありません。 各構成員において、本事業に係る手続きを法人代表者から委任された者（例：支店長 等）が行う場合に、委任状を提出してください。
13							様式 2－3	受任者の押印欄には、受任者の印鑑証明と同じ印鑑を押印する認識でよろしいでしょうか。 また、代理人使用印の欄にも同様の印鑑を押印する理解でよろしいでしょうか。	No. 11をご参照ください。
14							様式 2－4	出資比率を記載する箇所がありますが、参加申込時点では未確定かと想定します。優先交渉権者決定後、設計施工一括請負契約締結までに変更がある場合は、承認していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	実施要領に規定する参加者の構成を満たす範囲内において、優先交渉権者の提案内容の継続性及び審査結果に支障をきたさないと市が判断した場合は、出資比率の変更を認めるものとします。
15							様式 2－5	「建築事務所の閉鎖期間中でないこと」を証する書面とは、具体的に何を想定されていますでしょうか。	建築士事務所登録証明書等を想定しています。
16							様式 2－5 様式 2－6 様式 2－7	実績の証明書類として、「契約書、仕様書及び図面等の写し」との記載がありますが、実績要件を証明できる資料であれば上記資料以外でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17							様式 2－13	会社定款について、原本証明は不要でしょうか。	会社定款につきましては、原本証明付きの写しをご提出ください。
18							様式 2－13	会社定款には、原本証明として会社代表者印が必要でしょうか。	No. 17をご参照ください。
19							様式 2－13	法人登記簿又は商業登記簿謄本（全部事項証明書）はコピーではなく原本が必要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20							様式 2－13	法人登記簿又は商業登記簿謄本（全部事項証明書）は、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらを提出すればよろしいでしょうか。	法人登記簿又は商業登記簿謄本（全部事項証明書）については、現在事項全部証明書をご提出ください。
21							様式 2－13	会社の決算期によっては、最近期の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出が難しいため、最新期より1期前の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出として問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22							様式 2－13	連結子会社がある会社（親会社）の場合でも、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出は、親会社個別単体の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の提出で問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23							様式 2－13	法人税等の納税証明書はすべて原本の必要があるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24							様式 2－13	法人税等の納税証明書について、会社毎の決算時期によっては、公開されている参加表明書及び資格審査書類提出締切日までに最新期の納税証明書発行が難しい場合は、最新期より1期前の納税証明書の提出で問題ないという認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
25							様式 2－13	本店所在地の法人市民税の納税証明書（完納証明書）について、本店の所在地（自治体）によっては、完納証明書という名前の書類の発行がないため、それに代わる納税証明書の提出で問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26							様式 2－13	本店所在地の法人県民税の納税証明書（未納がないことの証明書）について、本店の所在地（自治体）によっては、法人県民税（府民税）個別の未納がないことの証明書の発行がないため、県税（府税）の未納がないことの証明書の提出で問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27							様式 2－13	代表者の印鑑証明書は原本という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	該当箇所						質問内容	回答
		1	(1)	①	ア	1)	項目名		
28							様式2－14 様式3－1 様式4－1 様式5－1	他様式と異なり「法人代表者印は、印鑑証明と同じ印鑑を捺印すること」と記載がないが、印鑑証明と異なる印鑑でもよいのでしょうか。	法人事業者印と同様の印鑑を捺印してください。なお、委任状を提出する場合は委任状の代理人使用印で捺印してください。
29							様式4－1	内訳を記載するようになっていますが、定義についてご教示ください。 (例：記載できる業務範囲（調査・設計・建設等）、何次下請け迄記載可能か等)	内訳については、事業者の設定にてご提案ください。あわせて「審査基準」に対する質問への回答のNo. 3をご参照ください。
30							様式4－2	地域貢献金額については、金額も項目もすべて事業者による設定でよいとの認識ですが、貴市が参考とした事例があればご教示ください。	ご理解のとおり、地域貢献金額については、その金額及び項目ともに事業者による設定で差し支えありません。あわせてNo. 29をご参照ください。

※留意事項

上記の質問回答のうち、以下の回答は提出書類に係る内容となるため、必ずご確認ください。

該当No. ：No. 10